

様式第1

⑨

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 久米 正一 様

報告者（車両製造事業者）

住 所 〒

氏名又は名称

代表者^{注)}の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）導入対象車両の事前登録に係る情報の報告

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）補助対象車両について、電動化対応トラック・バス導入加速事業実施要領（平成31年3月28日環水大自発第1903284号）別表第1（注2）に定める補助対象車両の事前登録を受けたため、別添の様式2及び3のとおり報告します。

注) 代表者については、車両生産または販売管理に係る権限を有する役員がある場合には、当該役員の職・氏名の記載及び所管部門の公印でも可とする。その場合は所掌を記載した組織図を添付すること。

様式第2



事前登録対象車両及び標準車両に係る情報

(件 / 件中)

項目		内容	
車両製造事業者名 ^{注1)}			
型式・名称 ^{注1)}			
トラック・バスの別 ^{注1)}		トラック / バス (いずれかに○)	
電動化対応車の種類 ^{注1)}		EV / HV / PHV (いずれかに○)	
パワートレインの改造 ^{注2)}		有 / 無 (いずれかに○)	
車両総重量 ^{注1)}		トン	
最大積載量 ^{注1)}		トン	
乗車定員 ^{注1)}		人	
車両価格 (税別) ^{注1) 注3)}		円	
同等クラスの標準車両価格 (税別) ^{注4)} との差額 ^{注1)}		円	
EV HV PHV	導入車両の燃費及び燃料の種類	HV : 燃料の種類	km/ℓ
		EV :	Wh / km
	PHV :	Wh / km	
	標準車両に適用される燃費基準値及び燃料の種類 ^{注1)}	燃料の種類 :	km/ℓ
販売計画 ^{注5)}			
車両製造事業者 担当者連絡先		部署 :	
		ご担当者名 :	
		電話 :	
		メール :	
添付資料一覧 (資料番号及び名称を記載)			

注1) ハイブリッド自動車の場合、これらの項目については本様式によらず一覧表の電子データ提出に代えることができる

注2) ディーゼルまたはガソリンエンジンのパワートレインの改造により電動化対応車となった場合には「有」

注3) 標準的な仕様 (生産台数が最も多く見込まれること、又は販売実績が最多であること等により代表的なタイプと見なせるもの) における、標準的な価格 (定価又は基準となる価格で、全国において販売する場合には、首都圏における価格)

注4) 補助対象車両と同規模、かつ、同等仕様で2015年度燃費基準に適合するディーゼルまたはガソリンエンジンの標準的な価格

注5) 別紙とし、表2⑦に示す項目を別紙により記載すること。

パワートレインの改造による対象車両の価格内訳

項目		内容
改造前ディーゼルまたはガソリンエンジン車	製造事業者名	
	型式・名称	
改造後電動化対応車の型式・名称		

内訳項目	内訳額 (円)	内容及び費用 ^{注1)}	
改造前車両調達費 (A) ^{注2)}		/	
パワートレインの改造に係る直接経費 (B1)			
パワートレインの改造以外の改造に係る直接経費 (B2)			
車両改造に係る諸経費 (上記B1またはB2のいずれにも分類できない費用) (C)		/	
計 (A+B1+B2+C)		/	
消費税額		/	
合計 (販売価格)		/	
実施要領別表第1に基づく補助額算定の基準となる電動化対応自動車の価格 ^{注3)} (パワートレインの改造以外の改造に係る費用を除く。)		/	

注1) 主な購入部品、製品及び改造経費を分けて記載し (例: モーター、バッテリー等) 部品、製品については、当該販売会社等の見積書又は請求書等の写しを添付すること。なお、適宜行を追加して記載すること。

注2) 改造前車両調達費が複数ある場合、本様式を複数報告すること。

注3) 当該価格は次式により算出される額とする。 $A + B1 + C \times B1 / (B1 + B2)$

様式第4

事前登録された補助対象車両情報（一覧）

区分	電動化 対応車の種 類	車名 ・ 通称名	型 式	基準額 ^{注 2)} (円)	標準車両の燃費性能 (報告値)		備考 ^{注 3)}
					燃料の 種類	燃費値 (km/ℓ) (Wh/km)	
トラック	電気自動車 (EV)						
大型 トラック ^{注 1)}	ハイブリッ ド自動車 (HV)						
中型/小型 トラック							
バス	電気自動車 (EV / P HV)						
	ハイブリッ ド自動車 (HV)						

注1. 大型トラックとは、車両総重量（ベース車両における重量）が12tを超えるものをいう。

注2. 電動化対応トラック・バス導入加速事業実施要領（平成31年3月28日環水大自発第1903284号）別表第1第4欄の基準額

注3. 補助対象車両として初めて事前登録された並行輸入自動車及び初めて事前登録されたパワーtrainの改造による自動車の申請にあつては「通常申請」と記載する。